

リワークセンター東京 利用に関する Q&A

【休職者向け】

- Q1 リワーク支援説明会参加後、支援終了までにどのくらい期間が必要ですか？
- A1 説明会の後、生活リズムの確認、利用申込み、個別相談を行います。その後リワーク支援を正式に開始する前に、コーディネート（Q3 参照）を通じて課題の整理と支援計画の立案を行います。
したがって、リワーク支援の正式開始までには 6～8 週間程度かかります。
※生活リズム表を事前に作成いただき、平日の午前中に 2 週間以上継続して外出での活動ができている方については説明会后、円滑に手続きが進むこともあります。
支援期間を 2～3 カ月とした場合、復職を希望する時期の概ね 5～6 カ月前までに説明会に参加いただくと余裕を持って利用していただけます。
- Q2 休職期間が残り少ない場合、リワーク支援を利用できますか？
- A2 支援期間は症状や生活リズムの回復度、主治医のご意見、ご本人や会社のご希望、休職期間や復職希望時期なども踏まえ、リワーク支援の効果が十分期待できる範囲で個別に設定させていただきます。支援期間が短い場合、復職までの課題整理のみとなってしまうったり、プログラムへの限定的な参加となってしまう場合があります。
- Q3 コーディネートとはどのようなことを行うのですか？
- A3 ご本人に対しては、個別相談や体験コースへの参加を通じた生活リズムや調子の波の確認、復職に向けた課題の整理等を行います。
会社に対しては復職時の受け入れ態勢や復職についての考え方の確認のほか、リワーク支援期間中の支援内容の説明等を行います。
また、主治医に対しては治療状況の確認等を行います。
コーディネートでは、以上の流れで、ご本人、会社、主治医の 3 者が、当センターが作成するリワーク支援計画について円滑に同意されるように進めていきます。
- Q4 「うつ病」という診断ではないのですが、利用できますか？
- A4 主治医（精神科、心療内科）の診断により、何らかの精神疾患を有していることが確認できる方を対象としていますので、うつ病以外の方もご利用は可能です。なお、精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。
- Q5 会社を辞めようと考えている、または、退職してしまっているのですが、リワーク支援を利用できますか？
- A5 リワーク支援は、あくまでも休職中の方に対する復職プログラムですので、離職予定の方、既に離職された方は利用できません。再就職のためには当セ

ンターのリワーク支援以外のプログラム（職業相談・職業評価、職業準備支援等）をご利用いただけますのでご相談ください。

Q6 公務員は利用できますか？

A6 雇用保険加入の事業所とその従業員の方が対象となるため、公務員の方はご利用できません。

Q7 一度リワーク支援を利用した人が復職後再発した場合などに再度利用することが出来ますか？

A7 必要に応じて再度利用することは可能です。再利用についても3者同意と支援計画の策定が必要です。

Q8 リワーク支援を利用する上でどのくらい費用がかかりますか？

A8 受講料はかかりませんが、通所にかかる交通費等が実費でかかります。

【企業担当者向け】

Q1 企業の担当者は誰がなればよいでしょうか？また、3者同意の際、誰の同意が必要となるのでしょうか？

A1 企業の窓口となって頂ける方であればどなたでも結構です。企業の同意については、休職者の職場復帰に関わる方であることが望まれます。多くの企業で、人事担当者、職場の上司、産業保健スタッフのいずれかの同意をいただいています。

Q2 主治医は復職可能という診断書を作成しているのですが、リワーク支援を利用して、復職の可否を確認、判定して欲しい場合に利用できますか？

A2 リワーク支援は、復職の可否を判断するためのサービスではありません。復職可能かどうかはご本人様の回復状況だけでなく、企業の受け入れ態勢や受け入れに当たっての制度・条件整備、業務内容等企業側の要因も大きいいため、復職可否の最終判断は企業が行っていただく必要があります。

Q3 リワーク支援期間中、企業担当者が行う役割はどのようなものでしょうか？

A3 社内の受け入れ態勢の整備のため、社内体制や復職時の業務見通し、労働環境等の状況を担当カウンセラーと調整いただいたり、利用者の定期面談、担当カウンセラーとのケース会議等にご協力いただいています。

Q4 休職中の社員の復職にあたってリワーク支援を利用させたいのですが、企業から利用申し込みをすることはできますか？

A4 リワーク支援利用の最初のステップとなるリワーク説明会への参加申し込みは、ご本人からいただいております。